基発1226第1号 令和5年12月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一 部を改正する省令の施行等について

令和3年12月に「デジタル臨時行政調査会」(以下「臨調」という。)が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえ、書面掲示、常駐・専任等代表的な7項目のアナログ規制について点検・見直しを行うこととされ、令和4年12月末の第6回臨調において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(以下「工程表」という。)が公表された。当該工程表には、見直しが必要とされた法令の条項について、条項ごとに見直しの方針及び期限が定められている。

工程表における厚生労働省関係省令の条項のうち、省令改正による見直しが必要とされ、かつその期限が令和5年度中とされた条項について、必要な見直しを行うために、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第164号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、令和6年3月31日より施行される。改正省令のうち、労働基準局に係るものについては下記のとおりである。貴職におかれては、下記について十分御理解の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

工程表を踏まえ、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号。以下「最賃則」という。)、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。)及び作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。)の一部を改正し、書面での掲示を求めている規定について、ウェブサイトに掲載するよう見直しを行ったもの。

第2 改正の内容等

- 1 最賃則の一部改正(第7条関係)
- (1) 改正の内容

都道府県労働局長は、地域別最低賃金の決定に関して地方最低賃金審議会の 意見の提出があったときは、その意見の要旨について、都道府県労働局のウェ ブサイトに掲載するものとしたこと。ただし、当該ウェブサイトへの掲載が困 難な場合には、当該都道府県労働局の掲示場に掲示するものとすること。

(2) 留意事項

ア 従前の書面掲示の取扱いについて

公示は地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出期間の起算点となり、広く国民に周知する観点から、ウェブサイトへの掲載と同日に掲示場にも掲示すること。

- 2 登録省令の一部改正(第1条の2の2の15、第1条の2の15、第19条の24の 31、第19条の24の46、第25条の3、第81条及び第95条関係)
- (1) 改正の内容

都道府県労働局長が登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者 等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関、登録教 習機関、指定労働災害防止業務従事者講習機関又は指定就業制限業務従事者講 習機関(以下単に「機関」という。)の登録又は指定をしたとき等は、当該登録 又は指定等に係る事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載するものと したこと。

(2) 留意事項

ア 従前の書面掲示の取扱いについて

改正省令は、各局管内の事業場や労働者等の求めに応じて、都道府県労働局のウェブサイトへの掲載に加えて、従前のとおり掲示板へ掲示することを妨げるものではないこと。

イ ウェブサイトへの掲載方法について

ウェブサイトへの掲載方法について特段の定めはないが、例えば以下の方法 等が考えられること。なお、都道府県労働局ホームページの見やすい箇所に掲 載すること。

・ 常時、機関に係る最新情報を機関ごとに表形式で掲載し、新規で登録又は 指定があった場合には、一覧表に掲載する必要がある事項を追加掲載し、既 に掲載されている機関について掲載情報に変更等があった場合は、当該表の 既存の掲載事項の更新、変更内容の新旧等の備考記載等を行う方法

- ・ 機関の登録又は指定をしたとき等に、当該登録又は指定等ごとに必要事項 を掲載する方法
- 3 作環則の一部改正(第51条関係)
- (1) 改正の内容

都道府県労働局長が登録講習機関の登録をしたとき等は、当該都道府県労働 局のウェブサイトに掲載するものとしたこと。

(2) 留意事項

ア 従前の書面掲示の取扱いについて

改正省令は、各局管内の事業場や労働者等の求めに応じて、都道府県労働局のウェブサイトへの掲載に加えて、従前のとおり掲示板へ掲示することを妨げるものではないこと。

イ ウェブサイトへの掲載方法について

ウェブサイトへの掲載方法について特段の定めはないが、例えば以下の方法 等が考えられること。なお、都道府県労働局ホームページの見やすい箇所に掲載すること。

- ・ 常時、機関に係る最新情報を機関ごとに表形式で掲載し、新規で登録又は 指定があった場合には、一覧表に掲載する必要がある事項を追加掲載し、既 に掲載されている機関について掲載情報に変更等があった場合は、当該表の 既存の掲載事項の更新、変更内容の新旧等の備考記載等を行う方法
- ・ 機関の登録又は指定をしたとき等に、当該登録又は指定等ごとに必要事項 を掲載する方法

以上